

与信管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社（以下、「当社という。」）の信用販売により生ずる貸倒れ等を未然に、かつ最小限に抑え、経営の健全性が損なわれぬようにするため、新規の取引開始及び売上債権の管理について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程に基づく業務管理は、次の項目とする。

- (1) 新規取引の申請・報告
- (2) 与信限度の決定・変更
- (3) 回収管理

第2章 新規取引

(新規取引先の検討)

第3条 営業担当部署は、新規取引先の申請及び決定に当って、相手先の現状、将来性、経営者、業界事情等を検討するとともに、代表取締役が特に必要と認めた場合には、興信所の信用調書（興信録にても可）を徴するものとする。

(新規取引の申請)

第4条 新規取引を開始する場合には、所定の申請書を申請し、職務権限規程に基づき、所定の決裁を得なければならない。

(新規取引の開始、報告)

第5条 新規取引の開始は、原則として、前条による決裁の後、所定の取引口座登録を完了してからでなければならない。

2. 取引を開始したときは、直ちに所定の申請書により報告しなければならない。

第3章 与信管理

(与信限度の設定)

第6条 与信限度の設定に当たっては、取引先の内容を十分に把握して、当社との取引実績、今後の取引予定等を総合的に判断して設定するものとする。

(与信限度の定期見直し)

第7条 取引先の与信限度は、原則として年1回（月）見直しを行わなければならない。

(取引先の信用調査)

第8条 前条の見直しにおいて、与信限度額を超えている取引先については、場合により興信所の信用調査を行うものとする。ただし、決算書、決算公告、興信録等をもってこれに代えることが

できる。

(与信限度の管理)

第9条 定められた与信限度は、これを超えないよう取引先の管理を行わなければならない。

2. 与信額が与信限度の一定の基準を超えたときは、以後の対処方針を報告しなければならない。
3. 与信限度の超過が予想される取引先について、その超過が特別の事由による一時的なもので特に限度変更の必要が認められない場合は、事前に職務権限に基づき所定の決裁を得ておかななければならない。

(与信限度の変更)

第10条 与信限度を超過、又は超えるおそれのある取引先について限度変更の必要を認めた場合は、別途定める「職務権限規程」に基づき、所定の決裁を得なければならない。

第4章 回収管理

(回収の原則)

第11条 は、売掛金の回収は、取引先との約定日に全額回収するよう努めなければならない。万一相手先との間に差異が生じた場合は、直ちに原因を究明し、所要の処置をとらなければならない。

(回収の遅延報告)

第12条 営業担当部署は、売掛金の回収遅延及び取引先との差異分については、毎月 に報告しなければならない。

2. は、回収遅延及び違算分の管理上必要あるときは、営業担当部署所属の長に対し、改善処置につき勧告できるものとする。

(滞留売上債権の報告)

第13条 回収の遅延理由が、取引先に倒産、廃業、経営不振その他これらに準ずる事実が生じて、回収が極めて困難あるいは長期化が予想される場合は、営業担当部署の所属長が滞留の理由と今後の回収計画について管理本部長に遅滞なく報告しなければならない。

(滞留売上債権の定例報告)

第14条 営業担当部署の担当者は、決算期末において、前条に掲げる事由によって回収が遅延、長期化している取引先については、回収可能性等を に必ず報告しなければならない。

(保全措置)

第15条 取引先の内容、現況、与信限度等について、常に十分な配慮を行うとともに、必要に応じて担保の徴求、抵当権の設定等の保全措置をとらなければならない。